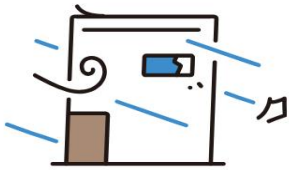
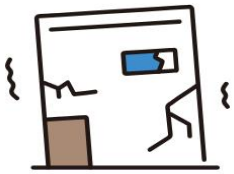
砺波市内保育所・認定こども園における災害発生時の休園判断基準

	砺波市が発令する避難情報	風水害時 	震度	地震 	気象情報	大雪 	感染症 
休園判断基準	5 緊急安全確保	臨時休園	6以上	臨時休園	特別警報	原則、開園 ※大雪警報が発表された場合や、積雪・吹雪により園児や職員、施設の安全確保、通園路の安全確保が困難な場合、**登園自粛や臨時休園の措置をとることがある。**	原則、開園 ※早急に感染拡大防止対策を実施する必要がある場合や、感染症が職員に広がることにより保育業務の継続が困難となる場合、**臨時休園や学級閉鎖等の措置をとることがある。**
	4 避難指示		5強		警報		
	3 高齢者等避難	原則、開園 （登園自粛要請可能） ※上記の基準に関わらず、園が対象区域に含まれているか、周辺の避難道路・河川の状況はどうか、等総合的に判断する。	5弱				
	2		4	原則、開園 ※上記の基準に関わらず、施設長が安全性が確保されていないと判断した場合は臨時休園も可能とする。	注意報		
	1		3				
休園判断時期	開園時間前	前日午後4時、又は当日の午前6時	地震発生後に判断		開園時間前	前日午後4時、又は当日の午前6時	休園となる感染レベルに達した時点
	開園時間中	避難情報の発令時点で判断			開園時間中	降雪や周辺等の状況に応じて判断	

※上記表は、休園を判断する基準（目安）であり、**最終的には気象情報や施設の立地条件、周囲の環境状況等を踏まえて判断**します。
※「砺波市が発令する避難情報」については気象庁及び富山県が発表する「防災気象情報」の“大雨警報”などとは異なり、市の地区を指定して発令するものです。